

# 公費解体

## ◆申請時に必要な書類

①	被災建造物の撤去等に関する申請書 <実印の押印が必要>	市の申請様式 (様式第1号)
②	被災証明書(被災証明書等) ※「半壊」以上の被災程度記載有	税務課 外
③	印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書) <発行日から6か月以内のもの>	市民課 (法人の場合は、法務局)
④	申請者の身分証明書(原本及び写し) ※申請の提出を委任する場合は受任者の身分証明書	各発行機関
	1点で可 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード、 その他(国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの)	
	上記がない場合、 2点必要 国民健康保険、健康保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、 国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、 その他 顔写真なしの官公署発行の資格証等	
⑤	建物配置図 解体する建物等を明記してください。 ※手書きでも可	市の申請様式 (様式第2号)
⑥	登記事項証明書(建物・全部) (現在の建物所有者が記載されているもの) <発行日から6か月以内のもの> 【未登記の場合】 ・課税されている場合 ⇒ 固定資産税(評価・課税)証明書 ・非課税の場合 ⇒ 土地の登記事項証明書(土地・全部)	法務局 ※未登記の場合の書類は税務課 ※土地の登記事項証明書は法務局
⑦	被災状況が分かる写真	市の申請様式 (申請様式第3号)

## ◆場合により必要な書類

○商業・法人登記簿謄本 (資本金が分かるもの) <発行日から6か月以内のもの> ※建物の所有者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の場合	法務局	
○委任状(申請者以外の方が書類を提出する場合) <実印の押印が必要> 申請者以外の方が書類を提出する場合	市の申請様式 (様式第4号)	
○同意書	同意書(共有名義人) <実印押印・印鑑証明書の添付が必要> 共有名義人・・・解体する建物の所有者が複数いる場合 ※申請者を除く全所有者分が必要	市の申請様式 (様式5-1号)
	同意書(法定相続人) <実印押印・印鑑証明書の添付が必要> 法定相続人・・・解体する建物の所有者が死亡している場合 ※申請者を除く全相続人分が必要	市の申請様式 (様式5-2号)
	同意書(建物に関する権利設定者) <実印押印・印鑑証明書の添付が必要> 解体する建物に抵当権等が設定されている場合	市の申請様式 (様式5-3号)
	同意書(借家人) 現地調査の結果により、借家人の同意が必要な場合	市の申請様式 (様式5-4号)
	同意書(隣接地所有者) 現地調査の結果により、足場を設定するなど解体作業に隣接地の了解が必要な場合	市の申請様式 (様式5-5号)
○相続したことが分かる書類一式 ※解体する建物の所有者が死亡している場合に必要 ・相続関係図 ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人全員の現在の戸籍 ・公正証書遺言書 ・遺産分割協議書 など	戸籍謄本・除籍謄本に ついては本籍地の役所	
○所有者(未成年者)と法定代理人(親)の親子関係が分かる戸籍 解体する建物の所有者が未成年者であり、法定代理人(親)が申請をする場合に必要	戸籍謄本 (本籍地の役所)	
○成年後見登記の登記事項証明書 解体する建物の所有者が成年被後見人であり、成年後見人が申請をする場合に必要	法務局	

個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。